

平成29年11月15日

乾式複写機の設置による営業者の募集について（公告）

水戸地方裁判所国有財産事務分掌者

水戸地方裁判所長 中 里 智 美

水戸地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎及び管内支部5庁を一括して、有償による国有財産一時使用許可を受け、乾式複写機を設置する方を募集します。

ついては、応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

なお、詳細は企画提案募集要領を参照してください。

記

1 件名

水戸地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎等における国有財産一時使用許可（乾式複写機の設置）の営業者の公募

2 募集の趣旨

事件記録等の謄写の用に供するために、水戸地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎等に乾式複写機を設置する前提で国有財産一時使用許可(有償)を行うに当たり、使用許可を受けようとする者（法人、個人の別を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書を審査・評価し、使用許可の相手を選定する。

3 使用許可をする場所

(1) 水戸市大町一丁目1番38号

水戸地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎

ア 本館3階民事訟廷事務室

イ 本館3階物件明細書閲覧室

(2) 茨城県土浦市中央一丁目13番12号

水戸地方・家庭裁判所土浦支部及び土浦簡易裁判所合同庁舎

ア 本館2階物件明細書閲覧室

イ 本館2階地裁・家裁庶務課

(3) 茨城県下妻市下妻乙99

水戸地方・家庭裁判所下妻支部及び下妻簡易裁判所合同庁舎

2階物件明細書閲覧室

(4) 茨城県日立市幸町二丁目10番12号

水戸地方・家庭裁判所日立支部及び日立簡易裁判所合同庁舎

1階物件明細書閲覧室

(5) 茨城県龍ヶ崎市4918番地

水戸地方・家庭裁判所龍ヶ崎支部及び龍ヶ崎簡易裁判所合同庁舎

1階物件明細書閲覧コーナー

(6) 茨城県行方市麻生143番地

水戸地方・家庭裁判所麻生支部及び麻生簡易裁判所合同庁舎

1階物件明細書閲覧コーナー

#### 4 使用許可の条件

使用許可を受けた者は、同許可を受けた場所に、自らが提出した企画提案書の内容に従って乾式複写機を設置する。

#### 5 参加資格

(1) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

## 6 企画提案書の作成及び提出に係る事項

### (1) 企画提案募集要領の交付

#### ア 交付期間

11月15日（水）から11月28日（火）まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第1条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

#### イ 交付場所

水戸市大町一丁目1番38号

水戸地方裁判所事務局会計課管理係 担当：棚橋，生畑目

電話029（224）8143（ダイヤルイン）

#### ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する。ただし、郵送、ファクシミリ及び電子メールによる交付は行わない。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

12月8日（金）から12月15日（金）まで（休日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

6(1)イと同じ。

ウ 提出方法

郵送等又は持参すること（ファクシミリ及び電子メールによる提出は不可）。

エ 提出部数

6部（原本1部，写し5部）

(3) 5の参加資格を満たすことを証する誓約書の提出方法等

ア 誓約書の様式

別添の様式による。

イ 提出期間，場所及び方法

6(2)アからウまでと同じ。

ウ 提出部数

1部

7 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成及び提出に関する質問は，次の提出期限まで書面にて受け付けるので，郵送，持参又はファクシミリなどの適宜の方法で提出場所に提出する（電話及び電子メールによる提出は不可）。ただし，手続及び企画提案書の形式についての質問は，6(1)イの場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式

日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限

1 2月1日（金）午後3時まで

ウ 提出場所

6(1)イと同じ。

(2) 回答書は、次の交付日時に交付場所において手交する。それ以外の方法による交付を受けたいときは、交付日前日までに、その旨を書面で提出すること（電子メールによる交付は不可）。

ア 交付日時

1 2月7日（木）午後3時

イ 交付場所

6(1)イと同じ。

## 8 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記6に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

エ 5の参加資格を満たすことを証する誓約書の提出がないとき。

(2) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について審査・評価を行い、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を、乾式複写機を設置するための国有財産一時使用許可の相手方として選定する。

## 9 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書の作成、提出及び本件の応募に関わる費用は、すべて応募者の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。
- (5) 提案の内容は、6庁とも履行可能なものを記載する。
- (6) 使用許可の相手方として選定された場合は、企画提案書で提案した内容に従い乾式複写機を設置し運営するものとする。

なお、疑義が生じた場合は水戸地方裁判所と協議を行うこと。

(別添)

## 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙により変更後の役員名簿を提出します。

#### 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供さ

れることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

### 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員，社会運動標ぼうゴロ（※1），政治活動標ぼうゴロ（※2），その他暴力団関係者から，不当要求又は業務妨害を受けた場合は，断固としてこれを拒否するとともに，速やかに警察に通報し，捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には，速やかにその内容を記載した書面により，許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして，不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり，市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして，不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり，市民生活の安全に脅威を与える者。

国有財産事務分掌者

水戸地方裁判所長 殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

